

国民健康保険税減免申請書
(令和3年度)

令和 年 月 日

嵐山町長 様

申請者 (世帯主)

住所	
氏名	(印)
電話	

下記により国民健康保険税の減免を受けたいので、嵐山町国民健康保険税条例第24条第1項第2号の規定に基づき、減免を受けようとする理由を添えて、申請します。

記

<p>減免を受けようとする理由 (具体的に記入してください。)</p> <p>①<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 (国民健康保険の被保険者であって世帯主) が新型コロナウイルス感染症に罹患し、国民健康保険税の納付が困難となったため。</p> <p>②<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う失業、事業の廃止又は収入が減少する見込みにより国民健康保険税の納付が困難となったため。</p>
<p>添付書類</p> <p>①<input type="checkbox"/> 患したことのある書類 (診断書等)</p> <p>②収入見込額計算書</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 令和2年分確定申告書第一表、収支内訳書又は青色申告決算書の控えの写し</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 給与所得者の場合 令和3年1月分から申請日の直近までの給与の明細書</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 転入者の場合 令和3年度所得証明書及び令和2年分収入額のわかる書類</p>

納税義務者、納期 (納期限) 及び減免申請額

納税義務者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (記載不要)	被保険者証番号			
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (記載不要)				
納 期	納期限	税 額	納 期	納期限	税 額
第1期	R3. 8 . 2	円	第6期	R3. 12 . 27	円
第2期	R3. 8 . 31	円	第7期	R4. 1 . 31	円
第3期	R3. 9 . 30	円	第8期	R4. 2 . 28	円
第4期	R3. 11 . 1	円	申請額		
第5期	R3. 11 . 30	円			

※ この減免申請書及び収入見込額計算書に必要事項を記載し、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、納期限までに提出してください。

令和3年分収入見込額計算書

世帯主氏名 _____ ④ 被保険者証番号 _____

私の令和3年分の収入額については、次のとおり減少する見込みです。
ただし、年内に収入状況が改善した場合は、必ずその旨を申し出ることとします。

1. 【世帯主の状況】※太枠内のみ記載。□はあてはまるものに☑。

氏名		就労状況	□廃業 □失業 □継続
生年月日	年月日	業種・勤務先	
減収見込みの収入の種類 及び令和3年1月から12月までのその収入の見込額		□給与 □事業 □農業 □不動産 □その他 ()	
1月 円	2月 円	3月 円	4月 円
5月 円	6月 円	7月 円	8月 円
9月 円	10月 円	11月 円	12月 円
令和3年のその収入の見込額 (上記の計:A)	令和2年のその収入の額 (B)	減収割合 (1-A/B) × 100	
円	円	%	
令和2年の合計所得金額 (嵐山町記入欄)		左のうち減収見込みの収入に係る所得金額 (嵐山町記入欄)	
円		円	

- ※ 減収見込みの収入が複数種類あるときは、それらを合計して記載すること。
- ※ 申請月の前月までは、確定した実収入額を記載すること。
- ※ 保険金、損害賠償等により補填される金額は、収入額に含めないこと。
- ※ 減収の対象者は、国民健康保険の被保険者である世帯主となります。

2. 【世帯主の減収見込みの収入に係る添付書類】

- 令和2年分確定申告書第一表（収入金額が記載されていること。）の控えの写し
 ※ 税務署に申告書を紙で提出した場合。町実施の申告相談又はe-TAXの方は不要。
 確定申告書に収入金額の記載がない場合は収支内訳書又は青色申告決算書の写し。
- 給与所得者 令和3年1月分から申請日の直近までの給与の明細書等
- 令和3年1月2日以降の転入者 上記のほか令和3年度所得証明書と令和2年分収入額のわかる書類

3. 【被保険者の状況】（申請日時点の国民健康保険加入者）※太枠内のみ記載

氏名	生年月日	申請日時点の職業	令和2年合計所得金額
			円
			円
			円
			円
合計			円

- ※ 令和3年4月1日時点で満18歳以下の者及び学生を除く。